

## 目標未達成事業（B及びC評価の事業）について

### <C評価の事業（4事業）>

16	長期家族介護者に対する援護経費	・・・・ p 1
23	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	・・・・ p 4
36	過労死等防止対策推進経費	・・・・ p 7
47	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	・・・・ p 9

### <B評価の事業（8事業）>

17	労災特別介護施設設置費	・・・・ p 11
18	労災特別介護援護経費	・・・・ p 14
26-1	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	・・・・ p 15
28	職場における受動喫煙対策事業	・・・・ p 18
37	メンタルヘルス対策等事業	・・・・ p 21
41	建設業等における労働災害防止対策費	・・・・ p 23
64-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	・・・・ p 27
64-2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	・・・・ p 32

※ 事業番号は平成 30 年度のもの



事業番号（30年度）	16	評価	C
事業名	長期家族介護者に対する援護経費		
担当係	労働基準局労災管理課企画法令係		
事業概要	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。
実績	未達成	達成
	支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが4件あり、そのうち1件について申請者にその旨を連絡していなかった。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。

<未達成の理由・原因>

支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが4件あり、うち2件は申請者からの不足書類の提出を求めていたために支給決定できなかったもの、うち2件は支給決定は速やかに行ったが、会計上の支払いが遅れたものである。前者2件及び後者のうち1件は申請者に連絡していたが、後者のうち1件は申請者に遅れる旨を連絡していなかった。

本事業については、都道府県労働局に対し、処理期間に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0～数件程度の申請であるため、当該指示に対する意識が薄かったものと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、支払担当とも情報共有する等連携の上、担当者から、処理状況、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由等を申請者に連絡するよう、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、全都道府県労働局の労災補償課長が集まる会議で周知する等、迅速・公正な処理の実現に努める。

<30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。	申請について迅速・公正に処理する。

## 長期家族介護者援護金の概要

### ① 趣旨

要介護状態にある重度被災労働者を抱える世帯においては、介護に当たる家族は精神的・肉体的な負担が大きく、世帯収入面で労災年金に大きく依存せざるを得ない状況にあり、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合においては、その遺族の生活が著しく不安定になる場合が見られる。

このため、長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族に対して、長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）を支給することにより、遺族の生活の激変を緩和しうよう援助を行うこととする。

### ② 支給対象者

次のいずれの要件も満たす者であること。

- 1 障害等級 1 級の障害（補償）年金又は傷病等級 1 級の傷病（補償）年金の受給者（ただし、受給期間が 10 年以上の者に限る。）であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
  - （1）神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること。
  - （2）胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
  - （3）せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。
- 2 妻又は 55 歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること（順位等については遺族（補償）年金の支給の場合に準ずること）。
- 3 遺族（補償）給付を受給することができないこと。
- 4 生活困窮者（所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者）であること。

### ③ 支給額

100 万円（援護金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上の場合には、100 万円をその数で除して得た額）とする。

### ④ 申請の手続

長期家族介護者援護金支給申請書に必要事項を記入し、管轄の労働基準監督署長を経由して、管轄の都道府県労働局長に提出するものとする。

## 長期家族介護者援護金支給実績

平成7年度	7件
平成8年度	11件
平成9年度	7件
平成10年度	11件
平成11年度	2件
平成12年度	10件
平成13年度	7件
平成14年度	13件
平成15年度	11件
平成16年度	9件
平成17年度	19件
平成18年度	16件

平成19年度	11件
平成20年度	18件
平成21年度	36件
平成22年度	27件
平成23年度	26件
平成24年度	29件
平成25年度	26件
平成26年度	35件
平成27年度	31件
平成28年度	34件
平成29年度	28件

事業番号（30年度）	23	評価	C
事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進		
担当係	労働基準局安全衛生部計画課計画班		
事業概要	企業からの申請に基づき、労働環境水準の高い優良企業を客観的な指標で評価し、積極的に公表することにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を求職者等に共有する。		

### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<u>安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を15万件以上とする。</u>	安全衛生優良企業公表制度の周知のため、啓発用のリーフレットを10,000部印刷し、配布する。
実績	<b>未達成</b>	<b>達成</b>
	<u>安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数について、14万6,781件であり未達成。</u>	安全衛生優良企業公表制度のリーフレットを10,000部印刷し、労働局や経営者の団体法人等へ配布した。

### <未達成の理由・原因>

企業向けのセミナー及び求職者向けの事例発表会による周知が遅れたことが原因と考えられる。平成29年度においては、安全衛生優良企業の認定基準について、6月に、長時間労働が常態化している企業は認定しないこととする等の改正を行ったため、当該認定基準の解説等を内容とする企業等向けのテキストの完成が10月になった。このため、企業向けのセミナー及び求職者向けの事例発表会の開催時期も当初の予定より約2ヶ月遅れ10月になってしまった。テキスト作成後に、都道府県労働局のHPに同制度HPのバナーを貼る等により積極的な周知活動を行ったが、最終的に目標達成率が97.9%とわずかに未達となってしまったものである。

### <改善すべき事項・今後の課題>

本年度は認定基準の改正等がないため、企業等向けのセミナー及び求職者等向けの事例発表会の開催時期を昨年度より2ヶ月前倒しし、8月から実施することとする。セミナー等の周知にあたっては、局署においてリーフレットや昨年度末に新たに作成した「企業における従業員の健康保持増進等に配慮した職場作りのための取組事例集」を用いて周知を行う。また、求職者等向け事例発表会について、学生等の若者の参加がより多く得られるよう、合同就職説明会の会場内のブースやその近隣の会場で開催することを検討する。

### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を15万件以上とする。	事例発表会を全国4会場で開催し、合計300名以上の参加を得る。



# 安全衛生に関する優良企業公表制度

～ 労働安全衛生対策を頑張っている企業を応援 ～



## ○ 制度の概要

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度

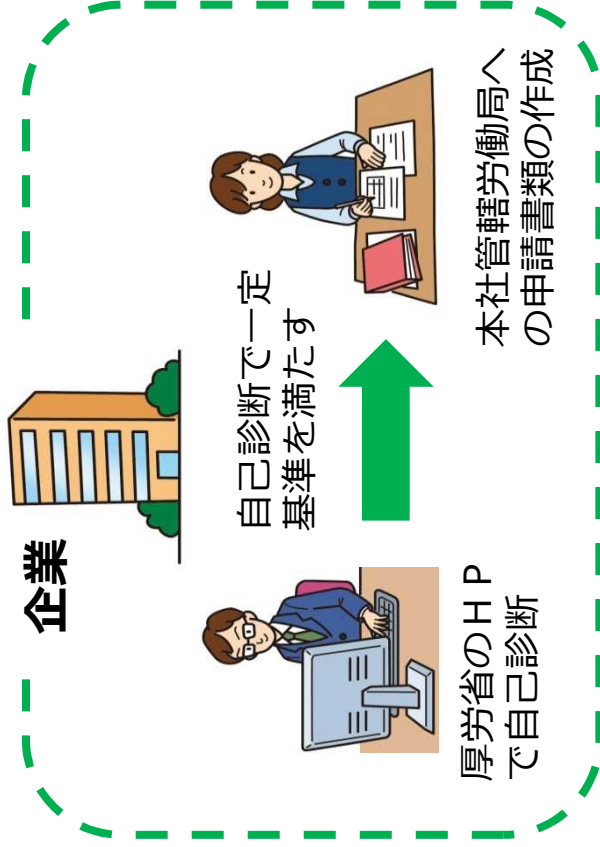
## ○ 実施日

平成27年6月1日から実施

## ○ 認定企業におけるメリット

- ・健康・安全・働きやすい優良企業であることのPR
- ・求人情報に記載しPR
- ・優良マークを広報、商品に使用

## ○ 制度の流れ



### <安全衛生優良企業評価基準>

- ・労働安全衛生の組織体制があり、全社的取組がなされていること
- ・従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ・従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ・従業員の過重労働対策を促進していること
- ・（危険作業がある業種は）安全活動が実施されていること

## (平成30年度) 安全衛生優良企業公表制度育成事業

### 1. 安全衛生優良企業公表制度とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のホームページ等で公表によって、広く企業名を公表する制度。(平成27年6月1日から実施)

<認定企業におけるメリット>

- 健康・安全・働きやすい企業であることのPR
- 求人情報に記載することによるPR
- 認定マークを広報に使用することによるPR

評価基準

- ・労働安全衛生の組織体制があり、全社的取組がなされていること
- ・従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ・従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ・(危険有害業務がある業種のみ) 安全活動が実施されていること

### 2. 事業の目的及び実施内容

安全衛生優良企業公表育成事業では、労働者が安全・健康に働くことができる職場づくりを進めるため、安全衛生優良企業公表制度の一層の周知啓発を図ることを目的とする。

<実施内容>

- (1) 企業労務等担当者向けの周知のためのセミナー
  - 平成30年秋頃に全国6か所で各1回ずつ実施(2時間)
- (2) 社会保険労務士等の安全衛生優良企業アドバイザー育成のためのセミナー
  - 平成30年秋頃に全国4か所で各1回ずつ実施(2時間)
- (3) 認定企業や健康対策の積極的な取組を行う企業による事例発表会
  - 委託契約期間中に全国4か所で各1回ずつ実施(2時間)
- (4) 広報活動
  - (1)～(3)の開催に向け、リーフレット等を随時配付
- (5) テキスト作成等に関する検討
  - 検討会を5回程度開催





事業番号（30年度）	36	評価	C
事業名	過労死等防止対策推進経費		
担当係	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室		
事業概要	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等に関する調査研究、②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。		

### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。
実績	<b>未達成</b>	<b>達成</b>
	過労死等防止対策推進シンポジウム全体に対する満足度： <b>78.6%</b> ※過労死等への関心・理解が深まったとする参加者の理解度81.2%	過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績：全国48箇所で開催、参加者は計5,864人（目標達成率：114.5%）

### <未達成の理由・原因>

シンポジウムに参加したきっかけが「労務管理の参考にしたい」、「働き方を見直したい」、「過重労働により自身の体調を崩した」と回答した割合がそれぞれ増え、過労死防止のための労務管理や働き方に関する具体的な提言等を期待していたにもかかわらず、プログラムの内容が必ずしもその期待に沿っていない部分があった（参加者アンケートの自由記載欄より）点が原因と考えられる。

### <改善すべき事項・今後の課題>

今年度事業ではニーズの把握のため、アンケート結果のより詳細な分析が行えるようなアンケート構成にするとともに、各都道府県におけるプログラムの企画立案段階から都道府県労働局が積極的に働きかけることにより、特に労務管理の参考となるようなプログラムの充実を図り、引き続き、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発（ポスター等の作成・配布、シンポジウムの開催）を実施する。

### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。

過労死等防止対策推進シンポジウム  
東京中央会場プログラム

日時:平成29年11月8日(水)14:00～17:00

会場:イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

時間	内容
13:00～	受付開始
14:00～14:05	開会挨拶 過労死等防止について考える議員連盟 馳 浩 会長
14:05～14:25	厚生労働省より白書等の説明 村山 誠 労働基準局総務課長
14:25～14:45	過労死等防止対策推進全国センターより報告 川人 博 弁護士
14:45～15:35	基調講演「パワーハラスメントを防止するために」 岡田康子氏(株式会社クオレ・シー・キューブ代表取締役会長)
15:35～15:45	休憩
15:45～15:50	加藤 勝信 厚生労働大臣挨拶
15:50～16:20	事例発表(各15分) ①株式会社野村総合研究所 ②三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
16:20～16:50	全国過労死を考える家族の会より体験談(5名)
16:50～16:55	閉会挨拶 全国過労死を考える家族の会 寺西 笑子代表

事業番号（30年度）	47	評価	C
事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化		
担当係	労働基準局監督課管理係		
事業概要	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配付し、これを回収する。		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。	自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。
実績	未達成	達成
	平成20年度 ～平成24年度 合計 566,520人 平成25年度 ～平成29年度 合計 592,373人	自主点検表を293,350部作成し、事業主に送付した。

<未達成の理由・原因>

労働災害の発生傾向として、小売業、社会福祉施設といった事業場の安全衛生体制が脆弱な第三次産業での労働災害の増加が顕著である。①第三次産業では安全衛生体制が脆弱な事業場が多いこと、②災害リスクが高い高齢者が増加していること、これらが相まって、労働災害が増加した。

また、平成29年においては、陸上貨物運送業において需要増に伴い、荷役作業時の労働災害が大幅に増加しており、陸上貨物運送事業の需要の増加により全体的な労働災害が増加したと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

労働災害を減少させるため、引き続き事業主に対して自主点検表を送付し、労働安全衛生管理等に係る自主的改善を図らせる必要がある。

一方、本事業では労働災害発生状況をアウトカム指標に設定していたが、労働災害の発生件数は様々な要因により増減するため、本事業の効果を検証する上でより有効な指標を設定する必要がある。

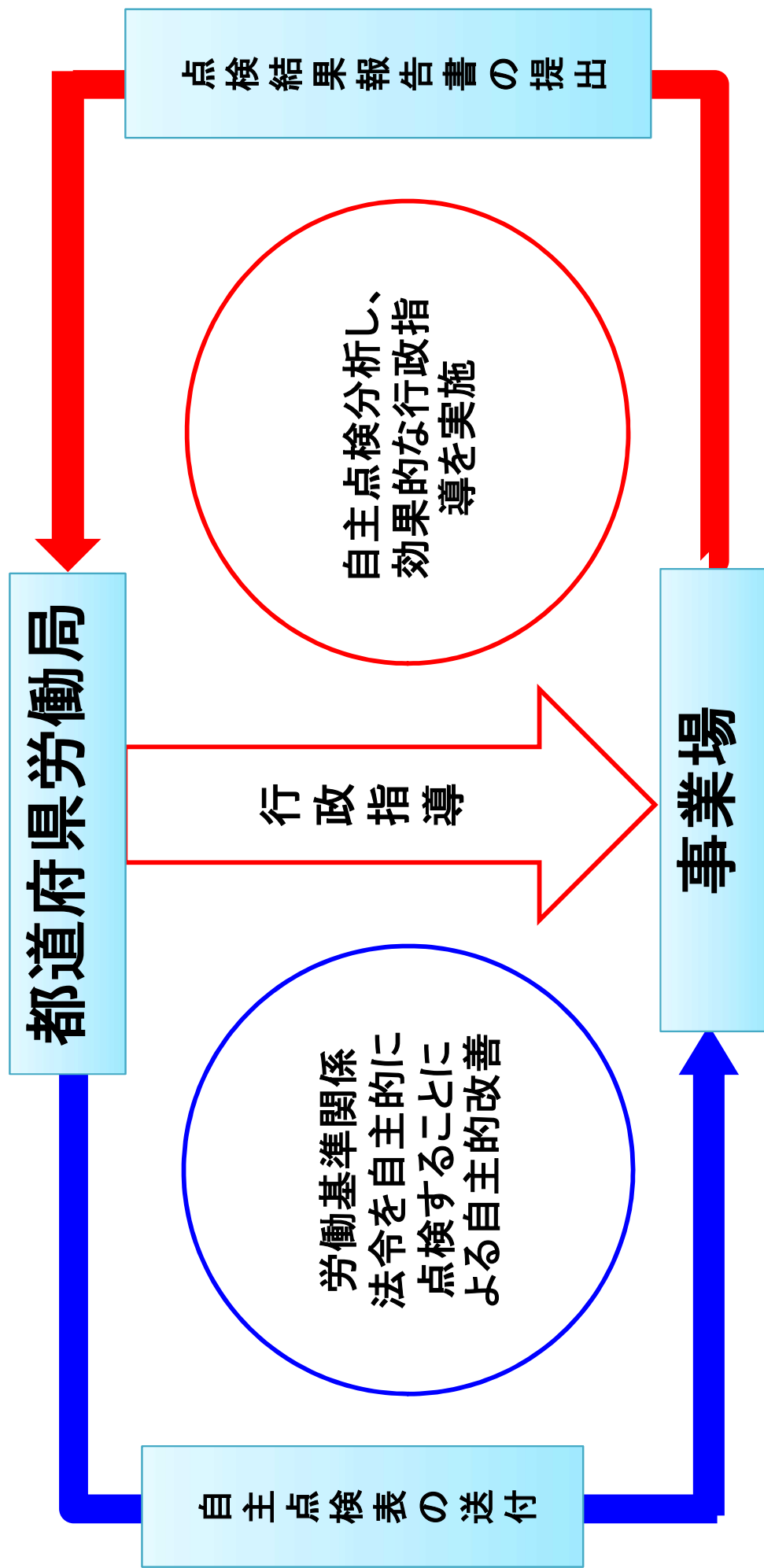
その上で、本事業により労働災害を減少させるためには、自主点検表を送付するだけでなく、事業主に実際に自主点検に取り組み、労働安全衛生管理に係る自主的改善を図ってもらう必要があることから、平成30年度については、事業主が自主点検に取り組んだことが明らかとなる自己点検表の回収率をアウトカム指標としたい。

<30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	自主点検表の回収率を50%以上とする。	自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。

# 自主点検方式による特別監督指導の機能強化概要

使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、把握した問題点に応じその自主的な改善を図るよう促すとともに、回収した自主点検結果を分析することにより、各種事業場の実態を把握し、より効果的な行政指導を行う。



事業番号（30年度）	17	評価	B
事業名	労災特別介護施設設置費		
担当係	労働基準局労災管理課年金福祉第1係		
事業概要	在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。		

#### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想（施設の必要性等）が有用であった旨の評価を90%以上とする。	平成29年度で予定している支出委任を含む工事全15件について、年度内に80%（12件）以上完了させる。
実績	<b>達成</b>	<b>未達成</b>
	有用であった旨の評価：92.3% ※12,774（有用の評価） ／13,842（総回答数）	平成29年度内に完了した工事は15件中7件であった。

#### <未達成の理由・原因>

平成29年度中の完了を目標としていた工事については、国土交通省への支出委任を行っているが、近年の建材高騰や人材不足等公共工事を巡る厳しい環境の下、同省による調達に入札不調が発生している状況にあり、厳しい工期での入札となった結果、当年度内に実施できなかった。

#### <改善すべき事項・今後の課題>

支出委任を行った工事について、適切な水準の予算を確保した上で、適切な工期を確保した入札が行われるよう、調達スケジュールを事前に確認し、必要な働きかけを行う等、関係機関と調整を行う。

なお、平成29年度に予定していたナースコール設備更新工事（千葉施設）、非常用自家発電装置更新工事及び地下ピット内引き込み電気ケーブル移設工事（大阪施設）並びに監視カメラ設備更新工事（宮城、千葉、愛知、大阪、愛媛各施設）については、平成30年度への繰り越し手続きを適正に完了し、同年度中に完了する予定である。

#### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想（施設の必要性等）が有用であった旨の評価を90%以上とする。	平成30年度で予定している支出委任を含む工事全21件（設計のみを含む）について、年度内に80%以上完了させる。

# 労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

国(厚生労働省)

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき、全国8カ所に設置した施設です。

## 労災特別介護施設(ケアプラザ)

全国8カ所

北海道施設

宮城施設

千葉施設

愛知施設

大阪施設

広島施設

愛媛施設

熊本施設

■ケアプラザとは

①ケアプラザは、労働災害により重度の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

②ケアプラザには、原則として、**傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者で在宅での介護が困難な皆様が入居できます。**  
(障害等級4級程度の方でも、特例的に入居が認められる場合があります。)

③ケアプラザは、厚生労働省の委託を受けて一般財団法人労災サポートセンターが運営し、背部外傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。

■施設(敷地面積約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均))

①居室数(うち個室): 約89(85)室(8施設平均)

\* 個室の広さは約30㎡

②入居定員: 100名

## ○ 介護サービスの内容

### ■介護体制

ケアプラザでは、看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。

### (24時間365日介護)

また、入居者の皆様のお身体の状態に合わせて作成した「個人別介護計画」に沿った適切な介護を行うとともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法師)によるリハビリテーションも行っています。

### ■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談も行っています。

また、労災病院等の協力医療機関へは、看護師が付き添ってマイクロバスで送迎しますので、安心して通院できます。

## ○ ケアプラザの入居費用

### ■入居費用

施設使用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」に基づき決定されます。施設利用料は、年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分されています。

**例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額12万8千円**  
日用品の購買費や診療費などは個人負担となります。

\*なお、**県・市町村の負担金等は発生いたしません。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止されます。**

## ○ 短期滞在型の介護サービス(3種類)も行っています

### ■短期介護サービス

重度の被災をされた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病氣、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなつたときに、短期間利用していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

### ■日帰りサービス

重度の被災をされた労災年金受給者の方に、入浴、給食などの介護サービスを行うものです。(週のうち施設が定めた1日午前10時から午後4時まで、利用料金は1日につき600円(食事代・消費税を含む。))

### ■家族同居短期滞在介護サービス

家族が重度の被災をされた労災年金受給者と一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

受託者(運営)

(一般財団法人)

労災サポートセンター

事業(運営)委託

平成29年度労災特別介護施設(ケアプラザ)特別修繕実施状況

平成30年5月

No.	施設名	工事内容	実施者	実施状況	備考
1	北海道	外壁改修工事	北海道開発局	工事完了	平成30年3月
2	北海道	監視カメラ設備更新工事	北海道開発局	工事完了	平成30年3月
3	北海道	電話交換設備更新工事	北海動労働局	工事完了	平成30年3月
4	宮城	監視カメラ設備更新工事	東北地方整備局	工事实施中	平成30年9月工事完了予定
5	千葉	ナースコール設備更新工事	関東地方整備局	設計業務完了	平成30年12月工事完了予定
6	千葉	監視カメラ設備更新工事	関東地方整備局	設計業務完了	平成30年12月工事完了予定
7	愛知	監視カメラ設備更新工事	中部地方整備局	工事实施中	平成30年9月工事完了予定
8	大阪	非常用自家発電設備更新工事	近畿地方整備局	工事实施中	平成30年7月工事完了予定
9	大阪	地下ピット内引き込み電気ケーブル移設工事	近畿地方整備局	工事实施中	平成30年7月工事完了予定
10	大阪	監視カメラ設備更新工事	近畿地方整備局	工事实施中	平成30年7月工事完了予定
11	大阪	防火シャッターの危害防止機構取付工事	大阪労働局	工事完了	平成30年3月
12	大阪	ナースコール設備更新工事	大阪労働局	工事完了	平成30年2月
13	広島	監視カメラ設備更新工事	中国地方整備局	工事完了	平成30年3月
14	愛媛	監視カメラ設備更新工事	四国地方整備局	工事实施中	平成30年7月工事完了予定
15	熊本	監視カメラ設備更新工事	熊本労働局	工事完了	平成30年3月

事業番号（30年度）	18	評価	B
事業名	労災特別介護援護経費		
担当係	労働基準局労災管理課年金福祉第1係		
事業概要	<p>高齢労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設（労災特別介護施設（ケアプラザ））において、専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。</p> <p>※全国8か所（北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県）に設置。</p>		

### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。
実績	<b>達成</b>	<b>未達成</b>
	有用であった旨の評価：92.3% ※12,774（有用の評価） /13,842（総回答数）	年平均入居率： <b>86.4%</b> ※677名（年平均入居者数） /784名（入居定員数）

### <未達成の理由・原因>

新規入居者数は、平成29年度は52名であったものの、全8施設の死亡や長期入院等による退去者数が、平成29年度は67名となったため、平成29年度の入居者の減少数は15名となり、平成29年度の平均入居率は、平成28年度から2.2ポイント低下して86.4%となった。特に北海道施設及び愛媛施設の入居率が低かった（北海道施設76.5%、愛媛施設72.4%）ことが、目標不達成の要因となっている。

※平成29年度の新規入居者数は平成28年度より12名増加したものの、死亡者数は直近10年間において最も多い53名（平成28年度比18名増）となった。

### <改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標は目標に届かなかったため、引き続き、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。さらに、当課としても本事業について、

①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施

②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き続き行う。

また、入居率が90%に達しなかった4施設（北海道、広島、愛媛、熊本）については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き室状況を含め入居要件等について直接説明する取組を引き続き行う。

なお、当該事業については、市場化テストに基づく民間競争入札を実施して受託者を選定し、平成29年度から平成31年度までの3年契約を締結しているが、次期契約（平成32年度～）の調達に当たっては、今後の入居率推移等も踏まえ、定員等の見直しを含めて検討を行う。

### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。



事業番号（30年度）	26-1	評価	B
事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)		
担当係	労働基準局監督課・安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室		
事業概要	①東電福島第一原発で緊急作業に従事した者のデータベースを構築・運用、 ②緊急作業従事者等に対する健康相談や保健指導、 ③廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設し、健康相談を実施することにより、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行う。		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①緊急作業において 100 ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行う。</p> <p>②東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について（厚労省ガイドラインへの対応状況）』報告のうち、『第2四半期（7～9月）に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点（毎年3月頃）の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満を達成する。</p>	<p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに<u>48,000件</u>入力を行う。 (放射線業務従事者数(概算) 3,000×16(線量 12回+一般健診2回+電離健診2回)=48,000件)</p> <p>②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約900人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。</p> <p>③緊急作業者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。</p> <p>⑤廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間54回、<u>産業保健支援に係る研修会を年間10回</u>、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p>
実績	<p style="text-align: center;"><b>達成</b></p> <p>①100 ミリシーベルト超の緊急作業従事者に対して、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行った。</p> <p>②『指導後も未受診』の割合 : 1.2% (3人/246人)</p>	<p style="text-align: center;"><b>①、⑤について未達成</b></p> <p>①データ入力：<u>32,163件</u></p> <p>②全員に対し、5月頃と11月頃に行った</p> <p>③連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付</p> <p>④委託事業により祝祭日を除く月～金曜日9時～17時の間、健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行った。</p> <p>⑤廃炉等作業員の健康支援相談窓口：年間57回、相談員協議会：年間2回、ホームページにおける健康管理情報の更新：年間24回、<u>産業保健支援に係る研修会：年間8回</u></p>

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標①データ入力等については、請負業者による入力誤りが発覚したため、平成 29 年 10 月以降の追加データの入力を差し止めた上で、平成 30 年 2 月までに入力データの訂正作業を完了したところであるが、請負業者において十分な再発防止策がまとまらず、約半年分の追加データの入力が行えなかったため、目標を達成できなかった。

アウトプット指標⑤産業保健支援に係る研修会の開催回数の目標については、平成 29 年度からの新規事業であり、事業開始当初は参加者数が見込めないことから、平成 29 年 8 月までは出張相談窓口の開設に 2 回振り替えて実施したことにより、目標に届かなかった。出張相談窓口の開設については、当初目標の 54 回を 3 回上回る 57 回実施した。

<改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標①データ入力等については、請負業務を適正に履行することは困難な状況であると判断し、請負業者に対し、平成 30 年 4 月 27 日付けで契約の解除を通知した。また、データ入力業務の速やかな再開と適正な履行を確保するため、競争参加資格の厳格化、サービス水準に応じ支払額が決定する仕組み (SLA) の導入等の仕様等の見直しを行った上で、他の事業者に発注することを検討している。

アウトプット指標⑤産業保健支援に係る研修会については、東京電力と協力して早期に日程調整を行う。

<30 年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	<p>①緊急作業において 100 ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等の受診勧奨を行う。</p> <p>②東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について (厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第 2 四半期 (7~9 月) に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第 2 四半期分の報告時点 (毎年 3 月頃) の結果で、『指導後も未受診』の割合が 10% 未満であることを確認する。</p>	<p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに 58,000 件入力を行う。            ((平成 29 年度入力対象企業提出データ件数 104,915 件 - 平成 29 年度入力済みデータ件数 32,163 件) × 0.8 (企業提出データの不備を考慮した入力率) ÷ 58,000 件)</p> <p>②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員 (約 900 人) に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。</p> <p>③緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約 2 万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。</p> <p>⑤廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間 54 回、産業保健支援に係る研修会を年間 10 回、相談員協議会を年間 2 回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間 22 回行う。</p>

# 緊急作業従事者の長期的な健康管理と廃炉等作業員健康支援について

長期的健康管理

厚生労働省

**健康管理システム**  
 ○氏名、住所、事業場名  
 ○被ばく線量  
 ○健康診断の結果 等

- ・緊急作業従事者からの被ばく線量等の照会、健康相談への対応
- ・緊急作業従事者の住所等の把握
- ・指針(※)に基づく健康診断等

- ・被ばく線量
- ・がん検診等
- ・電離放射線健康診断

事業者

- ・(報告)がん検診等
- ・(受診勧奨)がん検診等

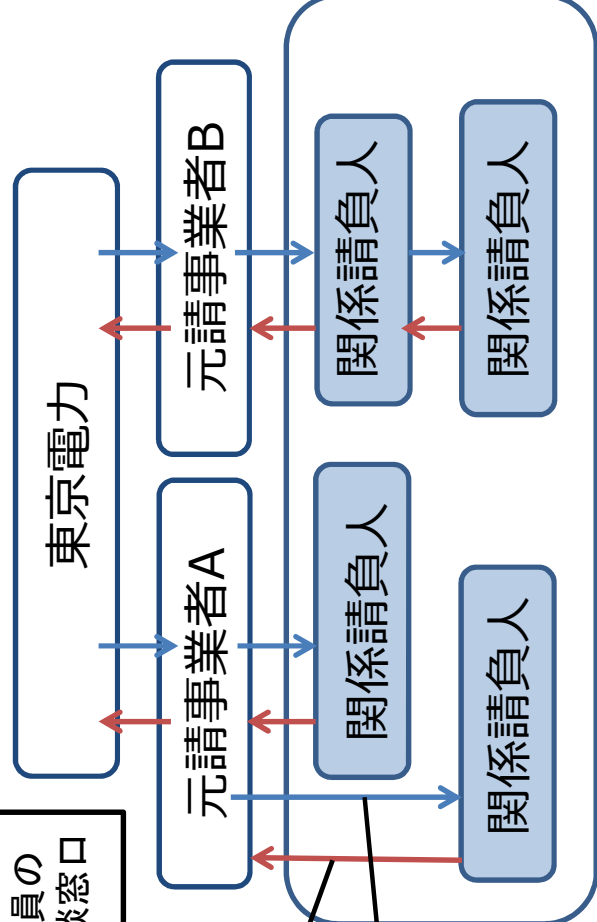
- ・(報告)がん検診等
- ・(受診勧奨)がん検診等

※原子力施設等における緊急作業等の健康の保持増進のため  
 の指針(平成23年10月11日制定。  
 平成27年8月31日改正)

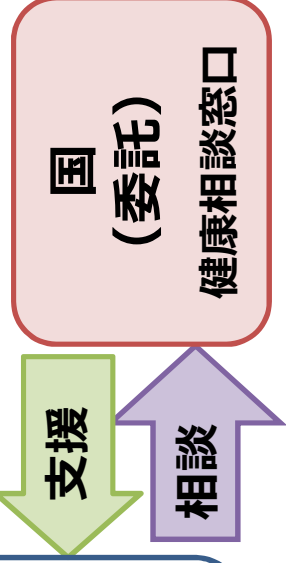
在職の緊急作業従事者等

国の援助対象者(離職等)

廃炉等作業員の健康相談窓口



- 【事業場への支援】  
 ぜい弱な健康管理体制のため、適切な健康管理を行えない事業場への助言・指導
- 【労働者への支援】  
 健康不安を抱える労働者への健康相談
- 【両者への支援】  
 産業保健支援に係る研修会等



※産業医の選任義務がない小規模事業場は健康管理体制がぜい弱!

事業番号（30年度）	28	評価	B
事業名	職場における受動喫煙対策事業		
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室測定技術係		
事業概要	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。		

### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、 ②相談支援において実地指導を実施した事業者、 ③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。	(1) 各都道府県で平均 2.5 回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発（説明会）を行う。 (2) ①専門家による実地指導（集団指導を含む）の1か月当たりの平均実績件数について、平成28年度実績を維持する。 <u>②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成28年度実績を維持する。</u> (3) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成28年度実績を維持する。
実績	達成	(2) ②について未達成
	「役に立った」と回答した事業場 ①99.2%（508件/512件（有効回答数））、 ②100%（78件/78件（有効回答数））、 ③85.2%（3,945件/4,628件（有効回答数））	(1) 平均 33.1 回 (2) ①実地指導数：9.8 件/月（前年度比 8.9%増）、 <u>②平均貸出し件数：57.6 件/月（前年度比 4.3%減）</u> (3) 43.8 件/月（前年度比 7.6%増）

### <未達成の理由・原因>

粉じん計等の機器の貸出については、受動喫煙防止対策助成金の平均利用件数が前年度とほぼ同数であったため、中小企業事業主に対する貸出件数の増加にはつながらなかった。また、すべての規模・業種の事業主に粉じん計等の貸出を利用可能としているが、大企業などへの周知広報が不十分であったため、貸出件数が伸び悩んだものと考えられる。

### <改善すべき事項・今後の課題>

生活衛生団体を中心に当事業のリーフレットの配布団体数及び配布部数を大幅に増やすなど、事業の周知を一層図っていく。（労働局・労働基準監督署を除く団体へのリーフレット配布数：76 団体、10550 部（H27）→274 団体、23850 部（H28）→343 団体、39150 部（H29））

特に、粉じん計等の機器の貸出については、リーフレットで強調した表記を図るなど、助成金の対象となる中小企業事業主に限らず、すべての規模・業種の事業主が利用できることを積極的に周知・啓発を行っていき、利用の促進を図っていく。

<30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①測定機器の貸し出しを実施した事業者、                  ②相談支援において実地指導を実施した事業者、                  ③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。</p>	<p>予算額増であるものの、健康増進法改正の審議・成立見込みが不明であることから、利用増の出足が鈍ることも勘案し、以下の通り目標を設定する。</p> <p>(1) 各都道府県で平均 3.8 回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発（説明会）を行う。</p> <p>(2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。</p> <p>②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116 件以上/月以上とする。</p> <p>(3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88 回/月以上とする。</p>

# 改正労働安全衛生法

## 受動喫煙防止対策の推進

施行日：平成27年6月1日

### 第68条の2（受動喫煙の防止）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

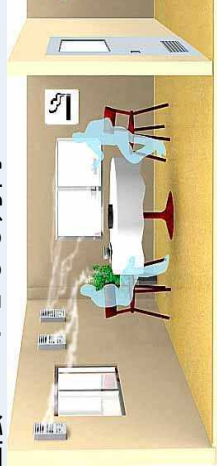
### 第71条（国の援助）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

### 【国による支援措置の概要】 ※平成30年度実施の支援措置の概要

#### ● 受動喫煙防止対策助成金

- ・ 助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・ 助成対象：①喫煙室の設置のための費用  
②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置のための費用  
③換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置の費用（飲食店・宿泊業に限る。）
- ・ 助成率：上記費用の1/2（飲食店は2/3）
- ・ 上限：100万円



#### ● 受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・ 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・ 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・ 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。



#### ● たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・ 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。

事業番号（30年度）	37	評価	B
事業名	メンタルヘルス対策等事業		
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室メンタルヘルス対策係		
事業概要	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供・メール相談や、労働者等からのメンタルヘルスや過重労働による健康障害に関する電話相談を実施する。		

### <29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数300万件以上とする。
実績	達成	未達成
	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は97.2%であった。	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は <u>270万5,929件</u> であった。

### <未達成の理由・原因>

当サイトのアクセス件数のピークは平成27年度の478.6万件であり、これは、平成27年12月に施行されたストレスチェック制度に関する情報へのニーズの高まりから、事業者等からのアクセスが増えたことが理由と考えられる。

平成29年度は、ストレスチェック制度についても8割を超える事業場が導入済み（平成29年6月末時点）であり、事業場においても一定程度ストレスチェック制度のノウハウが蓄積したことも考えられることから、ストレスチェックに関する情報収集を目的に当サイトにアクセスする事業者等が減少したことが考えられる。

※アクセス件数の推移

H25年度：211.5万件 → H26年度：341.5万件（ストレスチェック制度公布）  
→ H27年度：478.6万件（同施行） → H28年度：370.1万件（同施行1巡目）

また、サイトの広報が不十分であったことも理由の一つと考えられる。

### <改善すべき事項・今後の課題>

第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報強化が必要と考えている。

### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数300万件以上とする。



# 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。  
【アクセス件数実績(平成29年度)： 約270万件】

## 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識 ○事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関 ○各種支援・助成制度
- 統計情報 ○関係行政機関の情報 等

## メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談窓口の設置

労働者やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談窓口を設置。

「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

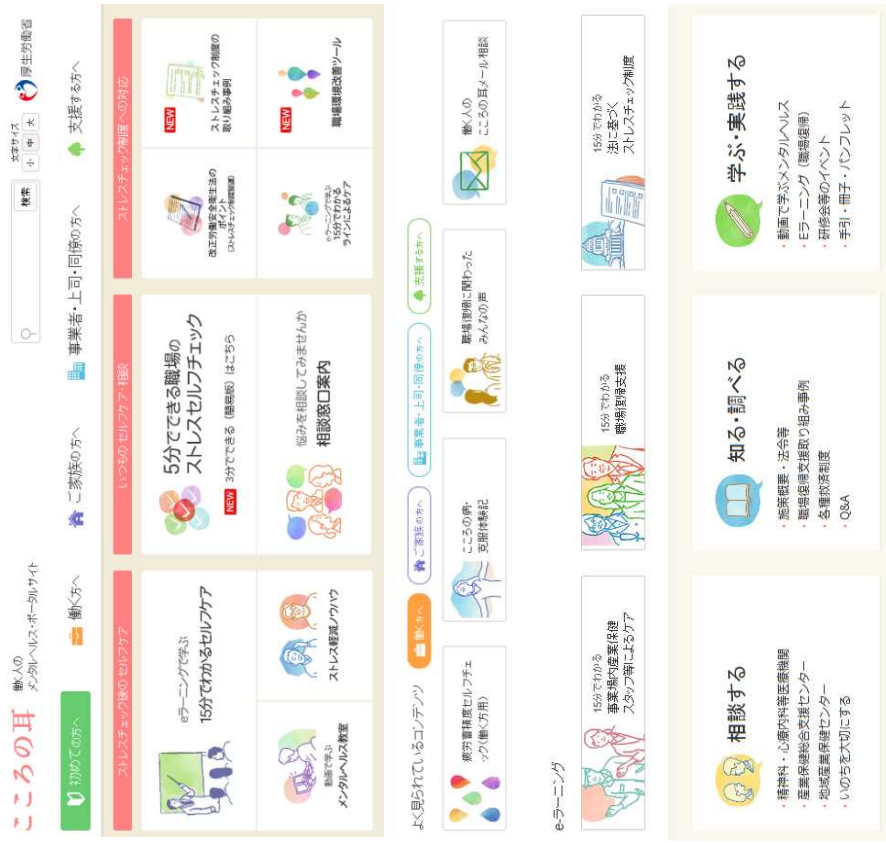
○ 相談実績(平成29年度)： 約7,700件

「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

○ 専用ダイヤル： 0120-565-455

○ 受付日時： 月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)

○ 相談実績(平成29年度)： 約6,300件



<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



事業番号（30年度）	41	評価	B
事業名	建設業等における労働災害防止対策費		
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室		
事業概要	<p>以下の事業により、建設業における労働災害の防止を図る。</p> <p>（１）東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事について、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点を設置し、現場に対する巡回指導や建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育を実施する。</p> <p>（２）足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断し、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>（３）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。</p> <p>（４）外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者を対象に安全衛生教育を行う。</p> <p>（５）建設工事の請負契約において工事の安全衛生対策に必要な経費の確保に関する啓発ガイドブックを作成し、研修会を実施する。</p> <p>（６）工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、今後の導入可能性について検討する。</p>		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>(1) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(2) 手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合：80%以上</p> <p>(3) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(4) 外国人造船就労者への安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(5) 建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。</p> <p>(6) 工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、調査結果・検討内容を報告書に盛り込む。</p>	<p>(1) 安全衛生巡回指導…2,520 現場以上</p> <p>(2) ①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援…400 現場以上</p> <p>(3) 助言指導…600 現場以上</p> <p>(4) 安全衛生教育…外国人造船就労者：19 回以上、事業者：6 回以上</p> <p>(5) 啓発ガイドラインを作成し、研修会実施…<u>発注者向け：140 人以上受講、建設事業者向け：1,680 人以上受講</u></p> <p>(6)  <u>&lt;英国、米国&gt;設計者(事務所)・設計コンサルタント…各3件程度、施工業者…各2件程度、発注者…各2件程度、学識者…各2件程度、行政関係機関…各1件程度</u>  <u>&lt;国内&gt;設計者(事務所)・設計コンサルタント…8件以上、施工業者…8件以上</u></p>
実績	達成	(5)、(6) について未達成
	<p>(1) 役に立ったとの回答 94.8%</p> <p>(2) 採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 98.8%</p> <p>(3) 役に立ったとの回答 95.9%</p> <p>(4) 役に立ったとの回答 98.0%</p> <p>(5) 平成 28 年度委託事業の調査結果に基づく建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について検討会で取りまとめ、当該報告内容をガイドブックに盛り込み講習会に活用した。</p> <p>(6) 国内外の事例を調査し、調査結果・検討内容を盛り込んだ報告書を作成した。</p>	<p>(1) 2,920 現場</p> <p>(2) ①指導・支援者 77 名に研修会を実施 ②413 現場</p> <p>(3) 875 工事現場</p> <p>(4) 外国人造船就労者：41 回、外国人造船就労者を雇用する事業者：10 回</p> <p><u>(5) 発注者：0人、建設事業者：485 人</u></p> <p><u>(6)</u>  <u>&lt;英国&gt;設計者(事務所)・設計コンサルタント 3件、施工業者2件、発注者2件、行政関係機関 1件</u>  <u>&lt;米国&gt;設計者(事務所)・設計コンサルタント 2件、施工業者 1件、発注者3件、行政関係機関 2件</u>  <u>&lt;国内&gt;設計者(事務所)・設計コンサルタント 9件、<u>施工業者 4件</u>について先行事例の調査を実施した。</u></p>

<未達成の理由・原因>

(5) については、発注者向け研修会の対象選定が困難であること等を理由として、当初調達において応札者がいなかった。その後、発注者向けと建設事業者向けの研修会を分けて再公告を行い、建設事業者向けの研修会については、応札に至ったものの、事業開始が遅れたことから目標未達成となった。なお、発注者向けの研修会については、応札に至らなかった。

(6) については、調査対象の種別と種別ごとの調査件数が受託業者にとって過度な負担となること等を理由として、当初調達において応札者がいなかった。その後、調査対象の種別と調査件数を柔軟に設定できるようにした上で再公告を行い、応札に至ったものの、事業開始が遅れたことから目標未達成となった。

<改善すべき事項・今後の課題>

(5) については、発注者に対する効果的な周知啓発の方法について本省において検討を行うとともに、国土交通省において行われている安全衛生経費の定義付け等の検討を踏まえ、今後、周知啓発用教材や周知啓発方法の見直しを行うこととする。

(6) については、引き続き、調査対象の種別と調査件数を柔軟に設定できるようにすることで不落を防ぎ、更なる諸外国の事例調査を行い、設計段階から建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮される取組を促進する方策について検討を進める。

<30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	<p>(1) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(2) 手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合：80%以上</p> <p>(3) 建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(4) 外国人造船就労者への安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(5) 建設工事における適切な安全経費の確保についての講習会が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p> <p>(6) 工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、当該調査結果・検討内容を基に普及促進のためのガイドライン案を作成。</p> <p>(7) 一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合：80%以上</p>	<p>(1) 安全衛生巡回指導…1,728 現場以上</p> <p>(2) 建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援…400 現場以上</p> <p>(3) 助言指導…600 現場以上</p> <p>(4) 安全衛生教育…外国人造船就労者：25 回以上、事業者：10 回以上</p> <p>(5) 講習会…1,110 人以上</p> <p>(6) シンガポール共和国、EUの事例調査を実施する。(行政機関、発注者、設計者、施工業者の中から各5件以上)</p> <p>(7) 一人親方に対する安全衛生教育研修会…630 人以上</p>

## 4 1 (5) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保等の促進事業

### 事業の趣旨・目的

- 建設業において労働災害を防止するためには、工事の契約において、安全対策に必要な経費（安全衛生経費）が確保され、これが元請事業者から下請事業者まで確実に行き渡ることが重要である。
- このためには、元請・下請間の請負契約等において、建設現場における安全衛生対策の実施者・費用負担を明確にする必要があり、安全衛生経費の取扱（経費の明確化、発注・見積もり・契約手順等）について十分に理解する必要がある。
- 本事業により、実務的な安全衛生経費に関する理解を深めることにより、安全衛生経費の確保の促進を図ることを目的とする。

### 主な事業内容

- 安全衛生経費の必要性、項目、見積もり方法等を解説するガイドブックの作成
- 建設事業者（元請事業者、下請事業者）を対象とした講習会の開催

## 4 1 (6) 建設工事の設計段階における労働災害防止対策の調査事業

### 事業の趣旨・目的

- 建設工事の安全衛生対策は、工事の目的物である建築物等の形状、機能等の諸条件や採用される工法に影響される。
- このため、工事の安全対策については、施工段階における対策だけでなく、建築物等の設計段階から、あらかじめ施工時の危険性を提言するよう設計者が配慮することが重要となる。（英国の安全衛生法令では、この考えが取り入れられている）
- 今後、建設工事従事者の安全に配慮した建築物等の設計を普及促進していくに当たり、本事業において、この分野で先行している諸外国の事例、国内における先行的な取組を調査する。

### 主な事業内容

- 諸外国（平成29年度は英国・米国）、国内先行事例の調査（それぞれ設計者、発注者、施工業者等に対するヒアリング調査）
- 調査結果の取りまとめ、普及促進に当たったの課題整理



(安全衛生経費費用負担区分例)

実施者	経費負担区分	
	元請	下請
1. 建設工事費	○	○
2. 安全費	○	○
3. 設備費	○	○
4. 労務費	○	○
5. 保険料	○	○
6. 安全ネット	○	○
7. 手すり等 (H&S等)	○	○

### (参考) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

第10条 国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (参考) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

- 第13条
- 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資すとともに省力化及び生産性の向上にも配慮した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとする。



施工時及び維持管理時まで考えて安全帯の取付け金具をあらかじめ構造物に取り付けるよう設計した例

事業番号（30年度）	64-1	評価	B
事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 （過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し）		
担当係	労働基準局労働条件政策課設定改善係 雇用環境・均等局職業生活両立課働き方・休み方改善係		
事業概要	<p>○職場意識改善助成金（時間外労働等改善助成金に改称） 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間等の短縮に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>○働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進等の周知、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p>		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p><b>1 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）</b></p> <p>①支給対象事業主において、労働者1人当たりの年間平均年休取得日数をおおむね1日以上上昇させる。</p> <p>②支給対象事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。</p> <p>③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金を利用することによって労働時間等の設定改善に役立った旨の評価を得る。</p> <p><b>2 職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）</b></p> <p>①支給対象事業主において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。</p> <p>②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金を利用することによって労働時間等の設定改善に役立った旨の評価を得る。</p> <p><b>3 職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）</b></p> <p>①支給対象事業主において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。</p> <p>②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金を利用することによって労働時間等の設定改善に役立った旨の評価を得る。</p> <p><b>4 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）</b></p> <p>①支給対象事業主において、勤務間インターバル導入。</p> <p>②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金を利用することによって労働時間等の設定改善に役立った旨の評価を得る。</p>	<p><b>1 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）</b></p> <p>支給決定件数を平成29年度予算における想定件数の7割（133件）以上とする。</p> <p><b>2 職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）</b></p> <p>支給決定件数を平成29年度予算における想定件数の7割（58件）以上とする。</p> <p><b>3 職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）</b></p> <p>平成29年度予算における想定件数の7割（550件）以上とする。</p> <p><b>4 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）</b></p> <p>平成29年度予算における想定件数の7割（518件）以上とする。</p>
	達成	1、2、3について未達成
実績	<p><b>1 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）</b></p> <p>①年次有給休暇の年間平均取得日数：4.2日増</p> <p>②月間平均所定外労働時間数：3.7時間減</p> <p>③労働時間の設定改善に役立ったとの回答：98.8%</p> <p><b>2 職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）</b></p> <p>①週所定労働時間：3.8時間減</p> <p>②労働時間の設定改善に役立ったとの回答：100%</p> <p><b>3 職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）</b></p> <p>①限度基準以下の上限設定事業場数：13事業場</p> <p>②労働時間の設定改善に役立ったとの回答：100%</p> <p><b>4 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）</b></p> <p>①勤務間インターバル導入事業場数：2,056事業場</p> <p>②労働時間の設定改善に役立ったとの回答：100%</p>	<p><b>1 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）</b></p> <p>支給決定件数：109件</p> <p><b>2 職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）</b></p> <p>支給決定件数：5件</p> <p><b>3 職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）</b></p> <p>支給決定件数：10件</p> <p><b>4 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）</b></p> <p>支給決定件数：1,580件</p>

### <未達成の理由・原因>

1については、支給決定件数が109件で、目標の約8割の状況であるが、承認決定件数は前年度35件増の139件であり、一定数の活用の改善が図られたものの、支給申請までに至らなかった企業も見受けられた。

2については、支給決定件数が5件と、ほとんど利用されていない状況にある。本助成金は、平成27年2月の労働政策審議会の建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、労働基準法改正法案の成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当であるとされたことから設けたものであるが、現時点では、特例措置の縮小の具体的な時期は未定であることから、特例措置対象事業主に所定労働時間短縮等のインセンティブが働かなかったことが、申請件数が伸び悩んだ大きな理由と考える。

3については、平成28年度に設けた助成金であって、働き方改革による時間外労働の上限規制の議論より前に設けていたものである。本助成金は労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を時間外労働の限度基準以下の上限に設定することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、上限規制の議論の状況や助成要件が厳しかったこと等により、申請に対するインセンティブが働かなかったことが、大きな理由と考える。

### <改善すべき事項・今後の課題>

平成30年度予算における改善策については、平成29年度の支給実績等を踏まえ、2を廃止し、「時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）」に助成要件を統合するとともに、同コースについて、対前年度約9千万円の縮小を行った。また、「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」について、助成上限額の引上げ、助成対象の取組の追加等の助成要件の拡充を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行うこととする。

今後については、本事業は、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであるが、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の審議状況を踏まえ、支援体制の強化等について必要な要求を行う。

### <30年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	<b>1 時間外労働等改善助成金（4コース）</b> 支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも80%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価を得る。	<b>1 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）</b> 平成30年度予算における想定件数の7割（1,796件）以上とする。
	<b>2 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）</b> 支給対象事業主において、労働者1人当たりの年間平均年休取得日数を1日以上上昇及び、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。	<b>2 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）</b> 平成30年度予算における想定件数の7割（2,391件）以上とする。
	<b>3 働き方改革推進支援センター</b> 相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。	<b>3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）</b> 支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割（146件）以上とする。
	<b>4 働き方・休み方改善に向けた事業</b> ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、80%以上から「参考になった」の回答を得る。	<b>4 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）</b> 支給決定件数を平成30年度予算における想定件数の7割（84件）以上とする。
		<b>5 働き方改革推進支援センター</b> 派遣型専門家の個別訪問件数5,000件以上とする。
		<b>6 働き方・休み方改善に向けた事業</b> ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間31,000件以上とする。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を640人以上とする。



# 平成29年度 職場意識改善助成金について

## 職場環境改善コース

### 【助成概要】

所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に対し助成

### 【助成対象】

・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など  
 ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用（運送業の自動洗車機など）

### 【成果目標】

- ① 年休の年間平均取得日数を4日以上増加
- ② 月間平均残業時間数を5時間以上削減

### 【助成率、上限額】

費用の1/2～3/4を助成、上限100万円

### 【申請先】

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

## 所定労働時間短縮コース

### 【助成概要】

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業場であって、週所定労働時間が40時間を超えているものにおいて、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする措置をとる中小企業事業主に対し助成

### 【助成対象】

・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等  
 ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）

### 【成果目標】

週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

### 【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

### 【申請先】

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

## 時間外労働上限設定コース

### 【助成概要】

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度時間(限度基準)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主に対し助成

### 【助成対象】

・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等  
 ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）

### 【成果目標】

現に時間外労働の限度基準(月45時間又は年360時間)の時間数を超える内容の36協定を締結している事業場について、限度基準以下(月45時間又は年360時間以下)の上限設定を行うこと

### 【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

### 【申請先】

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

## 勤務間インターバル導入コース

### 【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

### 【助成対象】

・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等

### 【成果目標】

中小企業事業主が新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入すること

### 【助成率、上限額】

費用の3/4を助成  
 上限額はインターバル時間数等に  
 応じて、  
 ・9時間以上11時間未満  
 ⇒ 40万円  
 ・11時間以上  
 ⇒ 50万円 等

### 【申請先】

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)



# 時間外労働等改善助成金 (職場意識改善助成金より改称) 平成30年度予算額 3,501,528千円

時間外労働上限設定コース(拡充)	勤務間インターバル導入コース(拡充)	職場意識改善コース(拡充)	団体推進(新規)
<p><b>予算額</b> 1,919,015千円</p> <p><b>【助成概要】</b> 時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主にに対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b> ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む) ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む)</p> <p><b>【助成率、上限額】</b> ・費用の3/4を助成 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合 ⇒ 上限額100万円 ⇒ 上限額50万円 ・平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限100万円 ・①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算 ⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ※上限額の合計は200万円まで</p>	<p><b>予算額</b> 1,027,974千円</p> <p><b>【助成概要】</b> 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b> 新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主</p> <p><b>【助成率、上限額】</b> ・費用の3/4を助成 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒ 40万円 11時間以上 ⇒ 50万円</p>	<p><b>予算額</b> 128,099千円</p> <p><b>【助成概要】</b> 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b> 以下の目標を達成した中小事業主 ＜年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組＞ ① 年休の年間平均取得日数を4日以上増加 ② 月間平均残業時間数を5時間以上削減 ＜週所定労働時間を40時間以下とする取組＞ 特別措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること</p> <p><b>【助成率、上限額】</b> ＜年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組＞ 費用の1/2～3/4を助成、上限100万円 ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には、上限額50万円を加算 ＜週所定労働時間を40時間以下とする取組＞ 費用の3/4を助成、上限50万円 ※ 3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p>	<p><b>予算額</b> 426,440千円</p> <p><b>【助成概要】</b> 3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成</p> <p><b>【支給要件】</b> 傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと</p> <p><b>【上限額】</b> 上限500万円 ※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合には、上限1,000万円)</p> <p><b>【助成対象】</b> 会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費</p>

**【助成対象】 (3コース共通)**  
就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

事業番号（30年度）	64-2	評価	B
事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策）		
担当係	雇用環境・均等局在宅労働課テレワーク係		
事業概要	セミナーの開催やテレワーク相談センターの設置、職場意識改善助成金（時間外労働等改善助成金に改称）（テレワークコース）の支給、サテライトオフィスによるモデル構築等により、テレワークの普及・促進に取り組む。		

<29年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDT ガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を85%以上とする。</p> <p>②テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>③職場意識改善助成金（テレワークコース）について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を60%以上とすること。</p>	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）を2,000件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。</p> <p>③職場意識改善助成金（テレワークコース）の支給決定件数につき80件以上とする。</p>
実績	<b>達成</b>	<b>③について未達成</b>
	<p>①『在宅勤務ガイドライン』及び『VDT ガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合は88.2%であった。</p> <p>②相談者に対するアンケートにおいて、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答は、相談直後のアンケートにおいて、95.8%、一定期間後のアンケートにおいて87.7%であった。</p> <p>③対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は81.0%であった。</p>	<p>①相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）は4,154件であった。</p> <p>②セミナー参加者は合計896名であった。</p> <p>③平成29年度の支給決定件数は79件であった（平成28年度の支給決定件数は84件）。</p>

＜未達成の理由・原因＞

テレワークコース助成金については、相談センターによる丁寧な相談対応により申請者の負担軽減を図るとともに、助成金の周知広報事業によるリーフレット・ポスター等による周知等を行っているところであるが、事業承認後、支給決定まで至らず、廃止となったものが複数あり、目標値に届かなかったものであり、周知内容が不十分であったと考えられる。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

助成金については、昨年度に引き続き、相談センターによる丁寧な相談対応や周知広報事業による周知、企業向けセミナー等の場を活用した更なる周知広報を行う予定であるが、申請者が余裕を持って交付決定（平成 30 年度に、「事業承認」から名称を変更）した事業を実施できるよう、申請の時期等についてより周知する等、周知内容を工夫することにより助成金の活用の拡充を図る。

＜30 年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	<p>①テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、『雇用手型テレワークガイドライン』及び『VDT ガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を 85%以上とする。</p> <p>②テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を 85%以上とする。</p> <p>③時間外労働等改善助成金（旧名称：職場意識改善助成金）（テレワークコース）について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が 1 日以上となった事業主を 60%以上とすること。</p>	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）を 3,000 件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計 700 名以上とする。</p> <p>③時間外労働等改善助成金（旧名称：職場意識改善助成金）（テレワークコース）の支給決定件数を 80 件以上とする。</p>

# 職場意識改善助成金（テレワークコース）

## 対象事業主

- 1 テレワークを新規で導入する中小企業事業主  
※ 試行的に導入している事業主も対象

## 助成内容

### 1 支給対象の取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施いただき、取組に要した費用を助成。

<b>テレワーク用通信機器の導入・運用</b> <small>(例) web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など</small>	<b>就業規則・労使協定等の作成・変更</b> <small>(例) テレワーク勤務に関する規定の整備</small>
<b>保守サポートの導入</b>	<b>労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発</b>
<b>クラウドサービスの導入</b>	<b>外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング</b>

### 3 評価期間

「2. 成果目標」の達成の有無は、事業実施期間（事業実施承認の日から各年度の2月15日まで）の中で、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

## または

- 2 テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組み場合に、2回まで受給が可能

### 2 成果目標

以下の「成果目標」をすべて達成することを目指して実施（達成状況に応じて支給額が変化）。

1	評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
2	評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
3	年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

### 4 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部※を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 <small>(注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3.評価期間」を超える契約の場合は、「3.評価期間」のみが対象</small>	対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は上限額※) ※ 「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	15万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

### <支給例>

労働者100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり20万円の機器を導入する場合  
→ 所要額 20万円×5人 = 100万円

○ 成果目標達成の場合 → 15万円×5人 = 75万円を助成

● 成果目標未達成の場合 → 10万円×5人 = 50万円を助成